

■申請について

Q. 申請した内容を修正または取り下げしたい。

A.

電子申請フォームより再度申請してください。

事業所番号、サービス区分を元に最終届いた申請を正規の申請としますので、備考欄に修正の旨を記載の上、再度申請を行ってください。

Q. 同事業所で介護、障害等、給付対象の事業を複数行っている場合、

A.

サービス種類ごとに申請、給付が可能です。

申請対象のサービスについては要綱、案内をご確認ください。

Q. 計算シートはどのように提出すればよいか。

A.

提出不要です。

計算シートは延べ利用人数の計算補助としてのみ、ご活用ください。

Q. 同じ事業所番号で指定を受けている事業所であって、同じサービス区分に該当するが、住所が異なる事業所については、どのように申請すればよいか。

A.

住所が別であっても、事業所番号が同じで、かつサービス種別が同じ場合には1か所として申請してください。いわゆるサテライト事業所単体での申請は受け付けていません。なお、通所系の事業所の場合は人数を合計していただき、訪問系事業所の場合は定額（1か所分）となります。

Q. 神戸市外の指定を受けている事業所が、神戸市の指定を受けずに市内で展開している事業所（サテライト）は対象か。

A.

申請対象外です。

今回の給付は神戸市の指定を受けている（事業所番号を持っている）事業所が対象となりますので、サテライト事業所等の住所地が神戸市であっても、給付対象とはなりません。

Q. 居宅療養管理指導、訪問看護などの「医療みなし指定」の事業所は対象か。

A.

申請対象外です。

今回の給付は介護事業所への支援を想定して行っており、以下の「医療みなし指定」の訪問系事業は対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・（予防）居宅療養管理指導
- ・（予防）訪問看護
- ・（予防）訪問リハビリテーション

ただし、通所リハビリテーション等、サービスの提供に一定の設備を伴う区分については、「医療みなし指定」事業所も対象としております。

Q. 事業対象者は人数に含めてよいか。

A.

人数に含めてください。

事業対象者が利用できるサービスに今回申請の対象となるサービスが含まれている為、要支援者と同様に、カウントしてください。

#### ■実績報告についての質問

Q. 対象経費について、消耗品とは何が当たるのか。

A.

国税庁が示している「消耗品」の考え方に準じています。

このうち、施設・事業所の運営やサービスの提供に必要なものが当たります。

【消耗品（国税庁ホームページより抜粋）】

- ・帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費
- ・使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費

Q. 対象経費の支出について、物価高騰の影響を受けているかどうかの判断はどのように考えれば良いか。

A.

対象経費としている「光熱水費」「食料品費」「消耗品費」については、一般的に物価高騰の影響を受けていると思われる経費を挙げており、各施設・事業所においても少なからず影響を受けているものと認識しています。

ついでには、各施設や事業所における過去の支出額・決算の総額との比較までを想定していません。ただし、施設・事業所が負担している金額について対象となっていることに注意ください。

Q. 実績報告に当たって、どのような根拠資料の提出が必要か。

A.

実績報告に当たっては、電子フォーム（実績報告書（様式第5号）に該当）の提出を予定しており、証拠書類等の添付は不要です。ただし、要綱に基づいて支出等に関する証拠書類を5年間保管していただき、市が求めた場合には提出いただく必要がありますので、ご注意ください。